

## 近年のエコフィードの動向

農林水産省公表資料を抜粋

### 1 全国における食品残さの発生状況

- ア 食品産業における食品残さは平成18年度で年間1,135万トン程度発生していると推計。
- イ 業種別による食品残さの発生割合は、食品製造業（44%）、食品卸売業（7%）、食品小売業（23%）、外食産業（27%）。
- ウ 食品残さの59%（約671万トン）が再生利用され、そのうち飼料として37%（全体の約22%）が利用されているものの、大部分は焼却や埋め立て処分。
- エ また、廃棄物として処理されているものや肥料化等に再生利用されているものの中には、品質的には飼料化が可能なものも多い。

### 2 エコフィード利用に当たっての安全性確保

エコフィード（食品残さの飼料化）の一層の推進にあたっては、飼料の安全性の確保が重要。このため、他業種からの新規参入業者を念頭に置いて、**「食品残さ等利用飼料等の安全性確保のためのガイドライン」を制定し、平成18年8月30日付で通知。**

#### ○ガイドラインの概要

食品残さの種類に応じて、

- ① 原料排出元、原料収集時等の分別の徹底
- ② 原料排出元の責任の明確化、契約、確認
- ③ 必要に応じた加熱処理の義務付け

等の安全性確保のための留意点とともに、飼料安全法の主要な規制を整理。

#### ○食品残さの年間発生量及び再生利用等の仕向量

（単位：千トン、%）

区分	食品廃棄物等の年間発生量		再生利用量		3)再生利用の用途に基づく仕分け割合			
					食品リサイクル法に基づく仕分け率			
	実数	1)発生割合	実数	2)再生利用率	肥料化	資料化	メタン化	油脂および油脂製品
食品産業計	11,352	100%	6,707	59%	39%	37%	1%	5%
食品製造業	4,947	44%	4,229	85%	40%	45%	1%	3%
食品卸売	743	7%	509	69%	41%	41%		4%
食品小売業	2,630	23%	1,038	40%	42%	23%		10%
外食産業	3,042	27%	932	31%	31%	12%		8%

資料：農林水産省大臣官房統計部「平成19年食品循環資源の再生利用等実態調査の概要」

注：1)の業種別については、食品産業計の年間発生量を100とする構成比である。

2)は、食品廃棄物の年間発生量に対する割合である。

3)は、再生利用の用途別仕向割合は、再生利用への仕向量に対する割合である。